

## 道路工事施工承認申請について

### 1. 道路工事施工承認

車両出入口設置のため歩道を切り下げたり、ガードレールなど道路構造物を撤去・移設等行う時は道路法第24条の規定により道路管理者の承認が必要です。なお、工事に係る費用は道路法第57条の規定により申請者の負担となります。

### 2. 車両進入路の設置基準

車両出入口は、自動車の車道側から民地側への出入りに必要な個所及び幅を定めて、歩道部を自動車荷重に耐えられるように構造変更するもので、自動車の利用状況に応じて次の基準により設置して下さい。なお、歩行者・車いす利用者などの安全確保を最優先に考慮し計画して下さい。

- (1) 車両出入口部の幅は民地側で車両出入可能な幅とし、最大6m以内  
[ 普通乗用車は4m、貨物車等を使用する場合最大6m以内、工場等は別途協議 ]
- (2) 車両出入口の設置数は原則1ヶ所とする。敷地が十分広い場合は2ヶ所まで設置可能とするが、出入口間の間隔は14m以上を原則とし、幅は4m以内。
- (3) 工場、倉庫、ガソリン給油所など大型車両の出入りが予想される土地利用に係るもので、車両出入口の幅が上記(1)(2)の基準によりがたいときは、車両の軌跡図等により決定。
- (4) 車道部に取り付ける角度は直角を原則とし、やむを得ない場合でも45度以下としてはならない。

### 3. 車両進入路が置出来ない箇所

- (1) 横断歩道の中、及び前後5m以内の部分
- (2) 交差点（総幅員7m以上の道路の交差する交差点をいう。）及び、交差点の停止線（停止線のない場合は側端又は道路の曲がり角）から5m以内の部分。ただしT字型交差点のつきあたりの部分を除く。
- (3) 地下道の出入口から5m以内の部分
- (4) バス停留場（福祉バス）の停車帯の部分
- (5) 交通信号、道路照明柱、道路標識柱、防護柵などの施設を撤去し、又は移設を必要とする箇所。ただし、当該施設の管理者が撤去又は移設することに同意した場合を除く。
- (6) 2以上の道路に面し、交通量の少ない道路があった場合で、交通量の多い道路に出入りする必要の認められない箇所
- (7) 民地側に自動車を保管する場所がない箇所

### 4. 車両出入口部の舗装構成（参考）

	舗装全厚	舗装構成			備考
		細粒AS	粗粒AS	路盤	
大型車	55	5	5+5	15+25	中央線、新浜地区等
中型車	35	5	5	10+15	
乗用車	20	5	—	15	

## 5. その他の注意事項

### (1) 交通安全対策

幅員が2 m以上ある歩道で、車両が車両出入口部以外の歩道上に進入するのを防ぐ必要がある場合には、車止め等を車両出入口部に設置するなどの対策が必要です。なお、設置にあたっては点字ブロックを設置するなど、歩行者の通行の支障にならないように留意して下さい。

### (2) 人孔の取扱い

車両出入口の設置部に人孔がある場合、必ず人孔のレベル調整を行って下さい。

### (3) 側溝の取扱い

官民境界沿いに側溝がある場合には、指定する側溝蓋を設置して下さい。

### (4) 排水施設

歩道面等が低いために強雨時に水の溜まる恐れが生ずる場合は、雨水枡の設置等排水に配慮した構造として下さい。

### (5) 民地の協力

車両出入口の設置により歩行者又は自転車の通行に支障をきたす場合には、当該歩道等における民地側のすりつけ等の処置を行って下さい。

### (6) 集水枡の改修

出入口部に枡が存在する場合は、車両の出入りに耐えられるよう、枡の改修を行って下さい。

### (7) 街路樹の撤去・移設

街路樹を撤去する場合、幹周の大きい樹木は撤去処分し、新設して下さい。

## 6. 申請手続き

- 建設課に道路工事施工承認申請書を2部、道路使用許可申請書(警察許可)を2部、提出して下さい  
↓
- 約1週間後に警察への協議書を発行しますので、建設課窓口で受け取り道路使用許可申請書と一緒に泉大津警察署に提出  
↓
- 泉大津警察署で協議についての回答を受け取り、建設課窓口で提出して下さい、その場で許可書を発行します  
↓
- 許可後に承認工事を行う事が出来ます  
↓
- 承認工事が完了したら、すみやかに完了届を提出して下さい（許可書の写しと工事写真を添付）
  - (1) 工事写真（電子工事アルバム可）は4つ切りサイズとし、表紙には申請者名と施工業者名を記載して下さい。
  - (2) 写真と計画図に、撮影箇所番号を記載し、着手前、完成、各工程順に整理して下さい。
  - (3) 撮影は小黒板を添え、全景と詳細写真を撮影して下さい。
  - (4) 舗装カッター切り、掘削、占用物施工、埋め戻し、路床（転圧、路面までの距離）、路盤（転圧、路面までの距離）、舗装（プライムコート、タックコート、アスファルトの温度及び敷き均し、転圧）

## 7. 添付書類

添付書類	内 容
位置図	施工場所が特定できるもの
現況図 1/200～1/500 程度	照明灯・信号・植栽・電柱・標識・安全柵・バス停（福祉）・集水樹マンホール・道路標示（センターライン・車線・横断歩道）・交差点隣地等の状況を記入したもの。
土地利用計画図 1/200～1/500 程度	建物位置や駐車場スペースを明確にした利用計画図
構造図（詳細図・断面図）	水路や側溝があれば、その構造も出来る限り詳しく記入 舗装、ブロック、側溝等の構造図
工事中の保安図	仮歩道・バリケード・夜間の保安対策を記入したもの
誓約書（街路樹）	街路樹の移設を伴う場合に添付
現況写真	カラーで正面方向・歩道方向。進入方向から撮影、一部を正本に添付
その他	境界確定図・他の官庁の許可証。他の利害関係者の同意等が必要となる場合がある。

## 8. その他補足事項

- (1) 年末の申請受付は原則 12 月 15 日迄とします。また忠岡だんじり祭りの際も工事を制限する場合があります。
- (2) 工事内容に変更が生じた場合、変更承認が必要となる場合がありますので事前に連絡して下さい。
- (3) 工事期間に変更が生じた場合は変更承認が必要となります、当初の承認期間内に許可を受けて下さい。
- (4) 工事を行う場合は、あらかじめ近隣住民に当該工事の概要を説明して下さい。
- (5) 建築又は開発行為に伴う工事で、水道やガスなどの工事を行う工事がある場合、申請者はそれらの工事が先行して実施できるよう調整するとともに、舗装復旧に関しては各施工業者を取りまとめ最終の復旧工事にあたって下さい。

記載例

道路工事施工承認申請書

提出日を記入

平成〇〇年〇〇月〇〇日

道路管理者 忠岡町長 様

住所 忠岡町忠岡東1丁目〇〇番〇号  
 株式会社 忠岡承認  
 氏名 代表取締役 忠岡 太郎

印鑑が  
必要です



申請を行う担当者の名前と電話番号を記入

担当者 総務課 忠岡二郎  
 TEL 0725 (00) 0000

工事場所が広域にわたる場合は、  
 起点と終点の地番を記載

該当するものを〇  
 で囲む

道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

工事目的	「出入口設置」「側溝蓋設置」等、具体的に記入	
工事場所	路線名 忠岡〇〇号線	車道・歩道・その他 ( )
	場所 忠岡町 〇〇 〇丁目〇〇番〇号 地先	
工事概要	工事内容	工事数量
	歩道切り下げ	4 m
	L型側溝	6 m
	ガードレール撤去	4 m
	植樹帯移設	1ヶ所
工事期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 又は、許可日より 〇〇 日間	
工事業者	直営・請負	住所 忠岡町 〇〇 〇丁目〇〇番〇号 業者名 忠岡建設㈱ 担当者 〇〇 〇〇 連絡先 0725 (00) 0000
添付書類	位置図・現況図・計画図・構造図・交通規制図・誓約書・現況写真・その他	
備考	その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。 例) 道路の現況、道路区画の変更の有無等。	

欄に記入できない場合は「別紙」と記入し、申請書にリストを添付して下さい

仮移設等を含む場合は、復旧までの期間を含めて記載

該当するものを〇  
 で囲む